

嘉手納町立幼稚園在園児保護者様へ



2019年10月から

# 「幼児教育・保育の無償化」

を実施します！

無償化の対象は

3～5歳児クラスの園児の幼稚園の保育料です。

※ 現在、在園している園児については、手続きは不要です。

※ 給食費については、年収360万円未満相当の世帯と第3子以降の子どもの世帯は、給食費の一部が免除されます。手続き等については後日改めてお知らせします。

(第3子以降の子ども：小学校3学年以下の兄、姉が同一世帯に2人以上いる場合)

※ 預かり保育利用者の保育料の給付などの申請についても、後日お知らせします。

\*\*\*\*\*

## 9月分の保育料について



～ ご注意ください！ 保育料に変更があるかもしれません ～

4月～8月分の保育料については、平成30年度(平成29年1月1日から12月31日まで)の市町村民税所得課税額により保育料を算定しています。9月分の保育料については、令和元年度(平成30年1月1日から12月31日まで)の市町村民税所得課税額により算定することになりますので、8月分までの保育料と異なる場合があります。

【問い合わせ先】 嘉手納町教育委員会 教育指導課 TEL：956-1111 (内線259)